○厚生労働省告示第四十二号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の三第一項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の三第一項の規定に基づき、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を次のように定め、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針

国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿及び厚生年金保険法第二十八条の二第一項に規定する厚生年金保険原簿（以下「原簿」という。）に記録されている被保険者資格の取得及び喪失の年月日、保険料の納付状況等の内容（以下「年金記録」という。）については、過去の年金記録の管理方法に起因する問題、事業主からの届出の誤り等により、事実と異なる内容が記録されている場合又は年金記録が記録されていない場合がある。

このため、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の規定による国民年金法及び厚生年金保険法の改正によって、被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）は、厚生労働大臣に対して原簿の訂正の請求をすることができ、かつ、厚生労働大臣は、当該請求に係る原簿の訂正をする旨又はしない旨の決定を行わなければならないこととされた。

この方針は、国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（以下「訂正請求」という。）に理由があるか否かについて公平かつ公正に判断することを目的として、原簿の訂正に関する基本的考え方等について定めるものである。

第一　基本的考え方

原簿の訂正については、社会保障審議会（国民年金法第百九条の九第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第百条の九第一項若しくは第二項の規定により国民年金法第十四条の四又は厚生年金保険法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下同じ。）における審議の結果に基づき、厚生労働大臣（国民年金法第百九条の九第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第百条の九第一項若しくは第二項の規定により国民年金法第十四条の四又は厚生年金保険法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、地方厚生局長又は地方厚生支局長。以下同じ。）が国民年金法第十四条の四第一項若しくは第二項又は厚生年金保険法第二十八条の四第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「訂正決定等」という。）を行うこととなるが、原簿の訂正手続の実施に当たっては、年金記録確認第三者委員会（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）附則第二十二条第一項に規定する年金記録確認中央第三者委員会及び同令附則第二十三条第一項に規定する年金記録確認地方第三者委員会をいう。）による手続と比較して国民に不利益が及ぶことがないようにしなければならないことを踏まえ、次に掲げる方針に基づいて行うものとする。

一　基本姿勢

厚生労働大臣は、原簿の正確性を保つことが、被保険者等が適正な裁定を受けることにつながることを重く受け止め、訂正請求の内容を十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努める。

二　関連資料及び周辺事情の積極的な収集

厚生労働大臣は、原簿を正確な内容にする責務を誠実に果たすため、訂正請求をした者（以下「請求者」という。）から提出された資料や日本年金機構が保有する資料のみならず、積極的に関連資料（訂正請求の内容に係る事実を推認するに足りる証拠をいう。以下同じ。）及び周辺事情（証拠ではないが訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。以下同じ。）の収集を行う。

三　公平かつ公正な訂正決定等

厚生労働大臣は、二で収集した関連資料及び周辺事情を検討し、国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う。

第二　原簿の訂正手続

一　厚生労働大臣は、原簿の訂正手続を行うに当たっては、第一に規定する基本的考え方を踏まえて対応する。

二　厚生労働大臣は、訂正請求の内容の調査に当たっては、関連資料及び周辺事情を幅広く収集することができるよう、別に定める調査事項を踏まえつつ、国民年金法第百八条第一項及び厚生年金保険法第百条の二第一項の規定に基づき、公的年金制度の実施機関、医療保険、雇用保険その他の社会保険・労働保険制度の実施機関、保険料の納付状況を確認することのできる金融機関、請求者の勤務状況を把握することのできる事業主、同僚等に対して、資料の閲覧若しくは提供又は報告を求める。また、厚生労働大臣は、これらの資料、報告の内容及び関係法令その他政府管掌年金事業における取扱い並びに第三に規定する判断の基準を踏まえて、訂正決定等の案を作成し、社会保障審議会に諮問する。

三　厚生労働大臣は、厚生年金保険において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第一項に規定する事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合の取扱いについては、当該事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、社会保障審議会に諮問する。

四　厚生労働大臣は、社会保障審議会の答申を受けたときは、当該答申に基づき、速やかに訂正決定等を行い、その旨を請求者に通知し、必要に応じて、関係機関又は関係者に連絡する。

五　厚生労働大臣は、訂正請求の受付、内容の調査及び検討、社会保障審議会への諮問、訂正決定等、通知及び連絡その他の原簿の訂正手続について、別に定めるところにより、訂正請求を処理し、全国で統一的な運用がされるよう努める。

第三　判断の基準

一　訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容が、社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであることとする。

二　一の判断を行うに当たっては、関連資料及び周辺事情、関係法令その他政府管掌年金事業における取扱い等を踏まえ、別に定める基準に基づき、総合的に判断する。

第四　日本年金機構における原簿の訂正

訂正請求が別に定める基準に該当するとき又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）第一条若しくは第二十二条に規定する場合に該当するときは、請求者の同意を得て、日本年金機構において原簿の訂正を行うことができる。

第五　見直し

この方針は、訂正決定等の事例を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

○国土交通省告示第二百七十三号

鉄道車両等生産動態統計調査規則（昭和二十九年運輸省令第十五号）第八条の規定に基づき、昭和二十九年運輸省告示第百二十七号（鉄道車両等生産動態統計調査規則第八条に基づき、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏